

令和3年度
商工業壬力UP支援事業(コロナ感染症対策)実施要領

(募集期間)

募集期間 令和3年6月15日(火)～令和4年1月14日(金)

申請締切 令和4年1月14日(金)

(事業実施期間)

令和3年4月1日(木)～令和3年12月31日(金)

(実績報告提出期限)

補助事業終了後1ヶ月以内、又は、令和4年1月14日(金)のいずれか早い日。
但し、申請期間中でも補助申請額が予算額に達した場合、募集を締め切らせていただきます。

(申請書提出先・問い合わせ先)

名 称 壬生町商工会

住 所 〒321-0228 壬生町大師町3-13

電話番号 0282-82-0475

◇問い合わせの対応時間は、8:30～12:00、13:00～17:15(土日祝日除く)
となります。

(ご注意)

- ・申請書、本申請要領は、壬生町商工会でお受け取りいただくか、壬生町商工会ホームページよりダウンロードして下さい。
- ・申請にあたり申請者より提出された申請書類等は返却しないものとします。

令3年6月15日
壬 生 町 商 工 会

本事業について

1. 事業の目的

壬生町商工会では、壬生町内の商工会員の個人や会員で組織する団体等の中小商工業者等が行う感染症対策への取り組みに対し、当該事業の経費の一部を補助することにより、町内の感染予防対策の強化を図るとともに、壬生町中小商工業の活性化に寄与することを目的とする。

2. 補助対象者

- (1) 壬生町商工会員の中小企業で、壬生町内で継続して1年以上事業を営んでいる法人及び個人
- (2) 商工会員で組織された団体（但し、任意団体も含むものとする。）
- (3) 壬生町商工会長が特に認めた者

3. 補助対象事業

- (1) 感染防止対策に伴う機器整備
 - ・仕切り用アクリル板、パーテーション設置
 - ・非接触型体温計、自動検温サーマルカメラ等
 - ・消毒設備（除菌剤の噴霧器設置等）
 - ・空気清浄機等の設置
 - ・キャッシュレス決済、セルフレジ、自動精算機の導入
 - ・券売機、整理券発行機の導入
 - ・その他感染予防対策を実施するために必要な機器設備
- (2) その他、施設の感染予防対策に必要と認められる事業
 - ・ECサイトの構築
 - ・手洗い場の設置・改修 他

<補助対象となり得る具体的取組事例のイメージ>

- ① 不特定多数が出入りする場所への自動検温サーマルカメラの設置
- ② 接客カウンターにアクリル板の設置
- ③ 社内クラスター感染防止のため、従業員休憩室等に空気清浄機の設置
- ④ 手洗い場を自動センサー蛇口へ改修

など

4. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- | |
|--|
| ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 |
| ②令和3年4月1日以降に発生し、令和3年12月31日までに支払、使用等が完了した経費 |
| ③証拠資料等によって金額が確認できる経費 |

(2) 補助対象となる経費について

補助対象となる経費は、補助事業期間中に発生する感染防止対策の取組に要する費用の支出に限られます。補助事業実施期間中に実際に使用し、感染防止対策の取組をしたという実績報告が必要となります。ただし、今回の公募においては、特例として、令和3年4月1日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。

5. 補助率等

商工業壬力UP支援事業（コロナ感染症対策）に係る補助率等は以下のとおりとなります。

補 助 内 容	
補 助 率	補助対象事業費が5万円以上でその2分の1もしくは10万円のいずれか低い額とする。
補助上限額	なお、商工業壬力UP支援事業（一般型）と一緒に申請する場合は、合わせて10万円を上限とする。 町内に複数店舗を有する事業者は、店舗数に関わらず1事業者あたり10万円を上限とする。

6. 申請手続

(1) 受付期間

受付期間：令和3年6月15日（火）
～ 令和4年1月14日（金）
申請締切：令和4年1月14日（金） [締切日17時必着]

(2) 申請書提出先・問い合わせ先

名 称 壬生町商工会
住 所 〒321-0228 栃木県下都賀郡壬生町大師町3-1-3
電話番号 0282-82-0475

◇問い合わせ等は、上記機関にて受け付けます。

- ◇受付時間は、8:30～12:00、13:00～17:15（土日祝日除く）です。
- 商工業壬力UP支援事業（コロナ感染症対策）実施要領をご覧頂き申請下さい。
- 本事業の申請書の受付期間内に必ず壬生町商工会にご提出下さい。

(3) 応募件数

- 同一事業者からの応募は1件とします。

7. 審査

(1) 審査方法

交付申請内容の審査は、提出資料にもとづいて審査を行います。申請内容に関するヒアリングは実施しませんので、不備のないよう十分ご注意ください。

(2) 審査結果の通知

申請者全員に対して補助金の交付決定を個別に通知します。
但し、採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

(3) その他

予算の都合等により希望金額から減額される場合があります。

8. 事業実施期間

(1) 補助対象事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については事業終了後5年間保存しなければなりません。

なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

9. 提出書類

- ・ 商工業壬力UP支援事業（コロナ感染症対策）補助金交付申請書兼請求書
- ・ 補助経費にかかる領収書の写し（購入品目が分かるもの）
- ・ 導入状況が分かる写真
- ・ 補助金を振り込む口座の通帳の写し（店名、口座番号、口座名義人カタカナ名が確認できる部分）